所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和７年９月３０日　京都地方法務局宮津支局　登記官　尾﨑満

１　手続番号

第１３０２－２０２２－００６４号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

与謝郡伊根町字亀島小字高梨３０７番